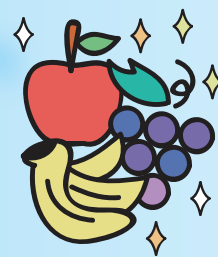


2022
09
September



CLIENT

No.362



弊法人からの連絡事項

- ・インボイス制度の対応について

P1

弊法人からの連絡事項

- ・税額予測の見方について

P5・6

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

- ・コロナ融資の元金返済開始について

P2

弊法人からの連絡事項

- ・2022 年 10 月支給給与より
雇用保険料が変わります

P7

弊法人からの連絡事項

- ・「税額予測」をご利用ください
～9月30日（金）お申込み分まで無料です
（標準契約の場合）～

P3・4



歯科医師会・医師会などよりご案内が届いているかと思いますが、**2023年10月1日**よりインボイス制度の導入が始まります。

CLIENT7月号でもご紹介致しましたが、一般消費者である患者様のみを対象に診療を行われている医院・クリニックであれば、インボイス制度（適格請求書発行事業者）の登録は原則不要となります。インボイス制度の詳細は、CLIENT2021年10月号にてご案内しております。右のQRコードから弊法人ホームページでもご確認頂けます。



弊法人からのご案内スケジュール

各医院・クリニックによりご連絡時期・ご対応が異なります。
今回は全クライアント様へお電話又はご訪問のご対応をお願いしております。
担当者より連絡があるまで、少々お待ちくださいますようお願い致します。

①現在～2023年以降も免税事業者の医院・クリニック・医療法人等

→2022年9月1日～15日の間に弊法人の担当者よりインボイス制度の簡単なご説明の連絡をさせて頂きます。下記の「適格請求書発行事業者の登録申請に関する確認書兼同登録申請代行の依頼に関する確認書」をお手元にお持ちいただき、ご確認くださいますようお願い致します。

②現在～2023年以降も課税事業者の医院・クリニック・医療法人等

→2022年9月1日～30日の間に弊法人の担当者より対応についてご説明させて頂きます。
個別にお渡し致します資料をご確認頂きながら、ご説明させて頂ければと思います。

同封しております「適格請求書発行事業者の登録申請に関する確認書兼同登録申請代行の依頼に関する確認書」は、弊法人の担当より連絡があるまで大切に保管ください。

※課税事業者の方は個別にお渡しするため、同封していない場合がございます。

担当者より案内がございますが、内容をご確認後、下記のように確認チェック及び署名を頂き、**2022年10月14日（金）まで**に返送をお願い致します。月次資料と同封で構いません。

適格請求書発行事業者の登録申請に関する確認書
兼 同登録申請代行の依頼に関する確認書

適格請求書発行事業者の登録にあたり、次の事項について確認いたしました。

1. 適格請求書発行事業者に関する主な事項の確認（確認した事項の□に○を付します）

- ☒ 適格請求書等（以下、インボイスという）を交付するには、所轄税務署長へ登録申請書を提出し、適格請求書発行事業者になる必要があります。
- ☒ 適格請求書発行事業者は、自動的に消費税の課税事業者になります。
- ☒ 登録申請書の提出後、税務署による審査を経ることにより、適格請求書発行事業者登録簿に登録されると、登録番号等の通知や適格請求書発行事業者公表サイトで閲覧されるようになります。
- ☒ 適格請求書発行事業者である間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となった場合でも、消費税の納税義務は免除されません。
- ☒ 適格請求書発行事業者は、原則、インボイスの交付と写しの保存の義務が課されます。

＜消費税の免税事業者である場合の注意＞

＜消費税の免税事業者である場合の注意＞

適格請求書発行事業者になると、登録日より消費税の課税事業者となるため、同日より消費税の納税義務の発生は適用されず、消費税の納税義務が生じます。

適格請求書発行事業者になると、消費税の納税義務が生じるため、消費税申告書の作成期間を別途お支払いします。

登録日が令和5年10月1日を含む課税期間中である場合を除き、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けた場合には、その登録日の属する課税期間の空課税期間からその登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、消費税の課税事業者をやめることはできません。

インボイス制度の導入による貴社の業務の増加に伴い、報酬の見直しを同意いたします。

月次会費	旧報酬額	円(税別)→新報酬額	円(税別)
月次会費	旧報酬額	円(税別)→新報酬額	円(税別)
消費税申告報酬	旧報酬額	円(税別)→新報酬額	円(税別)

※以下のいずれかの場合は、報酬の見直し対象外となります。

- インボイスの要件を満たさずかつどこかについては、当社で判定を行い日本クラス税理士法人では確認しないことを承諾いたします。
- 請求書を発行する際は、インボイスとそれ以外を区別して発行いたします。
- 簡易課税制度を選択します（設備投資があった場合等、納税が簡易より不利になること、一度選択すると2年間は原則に反れないことを承諾しています）なお、基準期間の課税売上高が5,000万円を超えたことにより簡易課税制度を選択できなくなった場合には、別途協議を行います。

説明後、
全員5か所の
チェックが
必要となります。

青枠内は、基本空白にて郵送させて頂きます。
記載事項がある方は、担当者より個別にご案内致します。

2. 適格請求書発行事業者の登録申請の意思確認（いずれかの□に○を付します）

適格請求書発行事業者の登録を ☐ 申請します ☒ 申請しません

3. 登録申請期間の確認（いずれかの□に○を付し、下欄部分は適宜記入します）

□ 制度開始日（令和5年10月1日）に間に合うよう申請（登録令和5年3月31日までに申請）

□ 上記以外の場合は、
□ 登録希望日：令和 年 月 日（該当する課税期間開始日：令和 年 月 日）に間に合うよう申請

4. 登録申請代行の意思確認（いずれかの□に○を付します）

【日本クラス税理士法人】に登録申請の代行を
☐ 依頼します ☒ 依頼しません

※登録申請代行料：1万円(税別)

申請の有無に
チェック下さい。

令和 4 年 9 月 30 日

4000 霞が関歯科医院

署名： 霞が関 太郎

（各項目を確認後、確認日付の記入の他、確認者の署名をお願いします）

確認日及び
署名を記載
をお願いします。

ご不明な点等ございましたら、担当者までご連絡ください。

Question

2020年4月にコロナウィルス感染症特別貸付を借り、据置期間が終わってしまいますが、元金返済が難しい状況です。返済が難しい場合何か解決策はありますか。

Answer

まずは、借入先の金融機関にご相談ください。
借り換えや条件変更などが可能な場合があります。

■新型コロナウイルス感染症特別貸付の状況

2020年3月より「新型コロナウイルス感染症特別貸付」が始まり、2020年4月に緊急事態宣言が発出された際に、据置期間を1～2年として借入をされた方も多いのではないのでしょうか。

この場合、既に元金返済がスタートしており、まだコロナ感染拡大防止の影響を受けている方にとっては元金返済が大きな負担となっているのが現状です。

■感覚との不一致

借入金の元金は、借りたものを返す行為のため、キャッシュは減りますが、経費計上はできません。よって、例年と同じ所得金額であっても、キャッシュが思ったより手元に残っていなかったり、キャッシュの減りに対して納税額が高くなるという感覚との不一致が起こりやすくなります。試算表などを活用して、感覚との不一致をなくしていく必要があります。

■借入金の条件変更

一般的に銀行から、「元金返済の猶予」「返済期日の延長」いずれかを提案されることが多いです。2つ以外にも相談内容・実状により、医院・クリニックに即した提案をしてもらえる場合もあります。

◎元金返済の猶予→現金の返済を止め、利息の支払いのみとすること

◎返済期日の延長→当初契約時の最終返済期日を延長すること

金融機関へのご相談は、返済期日（＝約定返済日）に余裕をもって実施することをおすすめします。「約定返済日」に依頼すればすぐに手続きが完了できるものではなく、基本的には新規融資の申込と変わらず、申込から契約まで一定の時間を要します。

また、金融機関へ相談される際に現状の試算表を求められる場合があります。弊法人で試算表を作成させていただく際、お時間をいただく場合があるため、作成の元となる月次資料は定期的にお送りください。

月次資料は、まとめてお送りいただいても、すぐに試算表作成までの対応ができない場合もあります。毎月お送りいただくよりも、さらにお時間を要する場合があるため、現状必要ない場合でも、定期的に月次資料をお送りいただきますようご協力をお願いいたします。

日本クレアス税理士法人の「資金調達支援」サービスをご活用ください

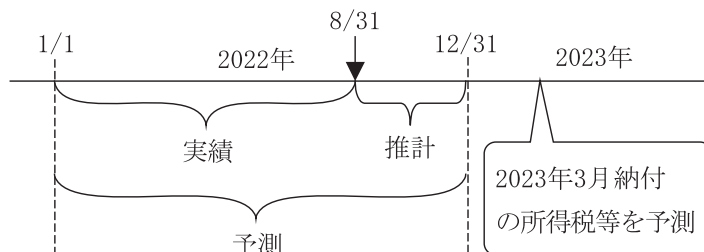
また、借り換えや追加融資を検討している場合には、試算表だけでなく、資金繰り表の提出も求められます。損益をあらわす試算表とは別の視点でキャッシュの流れを把握できることから試算表よりも重要視する傾向にあります。借り換えや追加融資を検討している場合には、是非弊法人の新サービス「資金調達支援」の利用をご検討ください。

資金繰り表を作成し、キャッシュを見える化するところから、金融機関との交渉までご支援いたします。

是非担当者までご相談ください。

今年も恒例の「税額予測」の時期となりました。

税額予測は、1月から8月までの実績を基に年間の医業収入・医業原価・医業経費を予測し、措置法26条の計算を加味して、所得控除・税額控除を差し引き、税額を予測するものです。



1. 対象

「税額予測」の対象は、開業2年目以降の個人医院・クリニックです。

※医療法人の税額予測は、各法人の決算の2ヶ月前に行います。（理事長個人は対象外です）

2. 費用

(1) 標準契約で9月30日（金）までのお申込み：**無料**

(2) 標準契約で10月1日（土）～10月14日（金）までのお申込み：11,000円（税込）

(3) セルフマネジメント契約で10月14日（金）までのお申込み：11,000円（税込）

※10月15日以降は、税額予測のお申込みを受け付け致しません。ご了承ください。

3. 申込方法

下記書類を期日までにお送りください。

①「税額予測」の申込書

②1月～8月までの月次資料

税額予測は、標準契約で9月30日（金）までに、①申込書をファックス、②月次資料を郵送いただいた場合に**無料**となります。お早めにご準備ください！

現在、生活費として認識している金額をお知らせいただければ、その「生活費」と「医院・クリニックの収入」及び「先生の所得」とのバランスを確認できます。

9月以降に収入、支出で大きな動きがある場合はお知らせください。（各種給付金を含む）

FAX: 03-3593-3245	
税額予測の申込書	
申込期限 2022年9月30日（金）	
（有料申込は10月14日（金）まで）	
2022年分（2023年申告分）の税額予測を行いますので、ご希望の方はFAX、又は郵送にてお申し込み下さい。	
8月までの資料が未着の場合は予測できません。期日までにお申し込みいただいても、8月分資料が9月30日（金）までに届かない場合は有料となります。ご注意ください。	
費 用	
一 般 契 約	9月30日まで 無 料
	10月1日～10月14日 11,000円
セルフマネジメント契約	11,000円
4000 霞が関歯科医院 御中	
予測結果送付先 試算表送付の宛先にお送り致します。	
☐ 生活費等（食費、自宅の賃借料、お子様の学費など、医院にまったく関係のない支払） 希望の金額をお知らせいただければ、その生活費で「医院で自由に使える資金がどのくらい残るのか」を予測計算いたします。	
1か月の生活費等	万円
☐ 9月以降に受け取る予定の給付金があればお知らせください。 ☐ 雇用調整助成金 ・その他助成金、給付金等 ☐ オンライン資格確認関係補助金	
入金予定額	約 万円
☐ その他、予測に関するご意見・ご希望・ご質問	
日本クレーサ税理士法人 医療事業部 〒100-6033 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング33F	
FAX: 03-3593-3245	

4. 補助金・助成金について

昨年に引き続き、診療時間短縮による雇用調整助成金、売上減少による国や自治体からの補助金などの支給がありました。また、2022年度に入り、オンライン資格確認関係補助金を申請されている医院・クリニックも増えています。これらの補助金・助成金・給付金は事業所得となります。IT補助金やものづくり補助金は、税金負担を繰り延べる圧縮記帳の検討ができます。補助金の申請をした際は、まずはご一報いただけますと幸いです。支給決定の通知が届きましたら、月次書類にご同封ください。

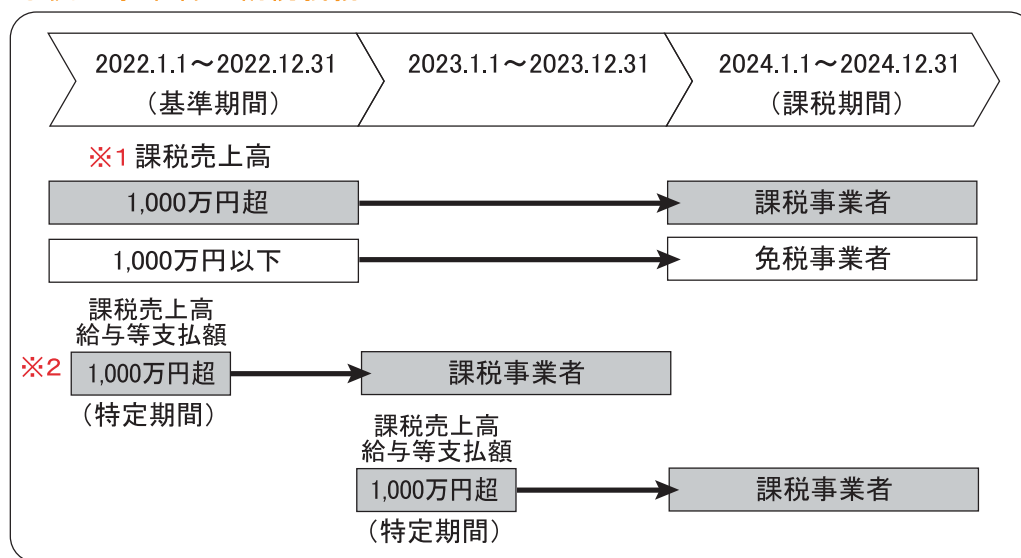
■ 支援金パターン例

月次支援金、事業復活支援金など売上の補填	事業所得
IT補助金、ものづくり補助金、オンライン資格確認関係補助金など費用の補填	事業所得
雇用調整助成金など雇用を維持	事業所得
感染拡大防止等支援事業など感染症対策をしつつ医療提供体制を維持	事業所得
各自治体、歯科医師会からの支援金	事業所得
医療従事者慰労金、歯科医師会からのお見舞金など個人への慰労金	個人（原則申告不要）

5. 消費税の免税判定

個人医院・クリニックの消費税の免税判定は、2024年度の判定を2022年度の実績で行います。2024年度に免税となるためには、今年度（2022年度）の課税売上高が1,000万円以下でなければなりません。

○ 個人事業者の納税義務



- ※1 課税売上高は自費収入だけではなく、歯ブラシ等の販売収入や撤去冠等の金属代収入、事業用として使用している車の売却に関する下取り金額等も含まれますのでご注意ください。
- ※2 上記で免税の条件を満たしていても、前年の1月から6月までの6か月間（特定期間）の課税売上高と給与等支払額が各1,000万円を超えた場合、翌年は課税事業者となります。

日本クレアス税理士法人 医療事業部 <税額予測に関するご相談は、お気軽に>

お問い合わせ先 ☎ 03-3593-3237

税額予測の見方について

税額予測の見方についてご案内いたします。
税額予測を活用するメリットは以下の通りです。

- ✓ 経過した8か月間の実績を基に、収入・経費・所得等を予測し、利益目標への取り組みを見通せます。
- ✓ 消費税について、2024年度の免税事業者になるかどうか把握できます。
- ✓ 所得税、住民税及び消費税等の予測納税額が把握できます。
- ✓ 納税資金のご準備（資金繰り）を考える余裕が生まれます。
- ✓ 設備投資を計画することができます。
- ✓ ふるさと納税の有効活用が検討できます

2022 年度税額予測計算表 (8月実績)

4000 新宿歯科医院

①	9月からの予測額(1か月分)	年間合計(予測)
	(円)	(円)
	社保収入	1,475,560
	国保収入	1,181,235
	自費収入	917,020
	その他収入	29,275
	収入合計	3,603,091
	医業原価	538,741
	医業経費	1,510,712
	経費合計	2,049,453
	所得	1,553,637
	仮払税金	89,945
②	消費税課税売上高	11,077,000

医業経費には専従者給与 3,000,000 円が含まれています。

③	予測医業収入	43,237,088 円
	予測医業経費	24,593,441 円
	予測医業所得	18,643,647 円
	青色申告特別控除	650,000 円
④	措置法差額	2,804,898 円
	事業所得金額	15,188,749 円
	所得控除	3,150,000 円
	(医療費控除等を除き、昨年実績を採用)	
	住民税の所得控除は	2,820,000 円
	住宅借入金等特別控除	0 円
	(昨年実績を採用)	

課税所得金額

12,038,000 円 (住民税の課税所得金額は

住民税額 <2023年6月以降納付分> (住民税に
12,368,000 円 × 10% - 調整額 2,500 円 +

所得税額

12,038,000 円 × 33% - 1,536,000 円 = 2

復興特別所得税

(所得税額 特別控除等) × 2.1%
2,436,540 円 - 0 円

予測仮払税金 他源泉所得税 源泉徴収税額
1,079,339 円 + 0 円 = 1,079,339 円

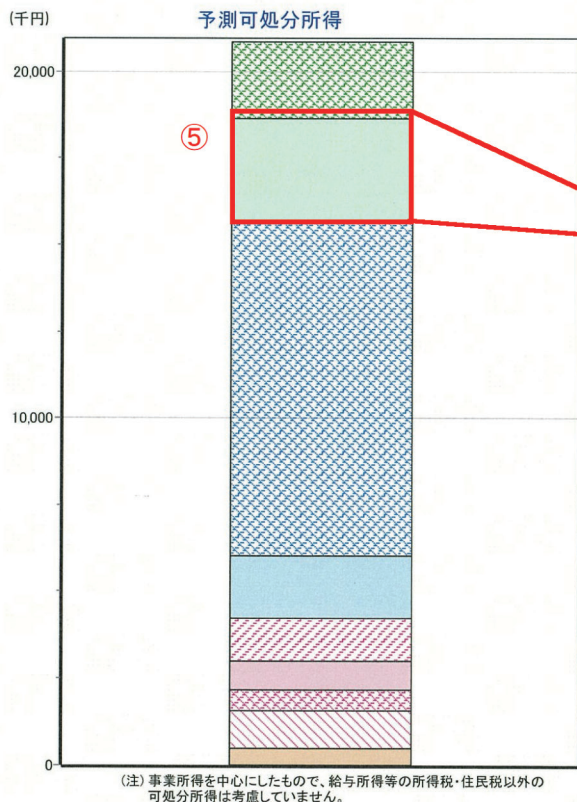
2023年4月の所得税の納付税額

所得税額 特別控除等 復興特別所得税
2,436,540 円 - 0 円 + 51,167 円



POINT ふるさと納税

所得税、住民税から控除を受けられる上限額があります。
ご関心がございましたら、担当までお問い合わせください。



減価償却 2,220,000 円

利用可能額 3,013,208 円

個人分 9,600,000 円
住宅ローン 2,400,000 円
健康保険・国民年金等 2,400,000 円
その他生活費等 4,800,000 円

事業借入金返済 1,800,000 円

住民税 1,239,300 円

納付税額 808,300 円

予定納税額 600,000 円

源泉徴収税 1,079,339 円

消費税 (中間含む) 503,500 円

⑥

予測納税額

所得税

[復興特別所得税含む]

808,300 円

住民税

1,239,300 円

消費税

503,500 円

◆2022年度より住宅ローン控除の制度が変わります

改正により、要件が合計所得金額3,000万円以下から2,000万円以下に引き下げられました。今まで受けられていた方でも控除が受けられないケースがでてきます。「合計所得金額」は、収入が事業のみである場合は表中の「事業所得金額」の数字となります。その他に給与や不動産などの各種所得があれば、その分も合算した金額となります。

◆住宅ローン控除に関するCLIENT記事 掲載号

「＜税制改正＞住宅ローン控除」

2022年4月号

「住宅ローン控除の所得制限について」

2022年6月号



2022年4月号



2022年6月号

◆税額予測の解説

- ① 1月～8月までの実額の収入と経費等の平均額から、1カ月当たりの予測額を載せています。この予測額よりも所得が大きくなった場合には、税額も予測より増えます。
- ② 1年間の消費税の課税売上高(予測)です。1,000万円を超える場合は、2024年が課税事業者になります。
- ③ 年間の収入、経費、所得の予測額です。
- ④ 措置法26条が適用になる場合は、ここに金額が表示されます。金額が大きいほど、税制上有利になります。
- ⑤ 利用可能額は、予測計算で算出された先生の所得から生活費を差し引いた金額です。

は、生活費以外に使えるお金があることを意味します。

は、生活費だけで他に使えるお金がないことを意味します。
- ⑥ 予測納税額は、来年3月以降に納める税額です。
△(マイナス)の場合は、還付される金額です。

◆各種給付金の税額計算上の取り扱いについて

2022年も国や各自治体から雇用調整助成金や事業復活支援金、月次支援金などの売上減少に係る支援が継続して行われました。上記のような事業の収入／経費を補填するための給付金等は事業所得に含めて税額の計算をいたします。

税額予測に関するご質問は、担当までお問い合わせください。
日本クリアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3593-3237

12,368,000 円)
おける寄附金の税額控除は考慮外)
均等割 5,000円＝ 1,239,300 円
4,436,540 円
＝ 51,167 円
源泉徴収税額 1,079,339 円 － 予定納税額 600,000 円＝ 納付税額 808,300 円

※措置法26条：適用あり
2024年分消費税予測 (課税・免税)

審	理	担	当

2022年10月支給の給与より、スタッフの給与から控除する雇用保険の料率が5/1000(0.5%)に変更となります。楽しい給与計算、手書きでの計算の2通りの給与計算方法につきましてご案内申し上げます。

■楽しい給与計算の場合

2人目
3人中 霞が関一郎

手順① 数字を修正する

手順② 所得税の計算

手順③ 保存して次の人へ

出勤日数	欠勤日数	有休日数	有休残日数				
労働時間	普通残業時間	深夜労働時間	休日労働時間				
支給合計額							255,000
基本給	時間外手当	特別手当	職務手当	休日手当	皆勤手当		非課税額
250,000							5,000
通勤費				休業控除			課税分合計
5,000							250,000
健康保険料	介護保険料	厚生年金等	雇用保険料	所得税	住民税	年末調整	社会保険料合計
			1,275	6,510			1,275
調整額							控除合計額
							7,785
メモ	※110文字まで						差引支給額
							247,215

■手書きでの計算の場合

R 4 年	10 月分	給与支払一覧表				今月の支給日	10 月
職コード ○扶有氏名	1001	2001	2005	2008	2009		
職種・常勤区分	義が関 花子						
今月の入社退社日							
① 基本 給	250,000						
② 時間外手当							
③ 特別 手当							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
⑨ 課税総計①～⑧	250,000						
⑩ 非課税交通費	5,000						
⑪ 支給合計⑨+⑩	255,000	★					
⑫ 健康保険							
⑬ 厚生年金							
⑭ 雇用保険A	1,275	★					
⑮ 住 民 税							

毎月同額の給与を支給しているスタッフも改正により支給額が変更となりますので、10月の給与支給時はご注意ください。
※雇用保険に加入していないスタッフについては、改正による影響はございません。

1.

楽しい給与計算にて給与計算を行っている事業主様は、自動で新しい料率での雇用保険料の計算がされる予定です。

支給合計額に0.5%を乗じた金額が雇用保険料の金額になっているかご確認ください。

尚、別途設定等を行う必要はございません。

1.

雇用保険Aの計算は以下のように変わります。

支給合計×0.5%=雇用保険

具体的には、以下の通りです。

例) $255,000 \times 0.5\% = 1,275$

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 362 号

■発行日：2022年9月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：<https://ca-medical.jp>

■お問い合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング33階
電話（代表）：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

〈国内〉 東京 / 大阪 / 高崎 / 富山 / 千葉 / 宮崎

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社結い財産サポート

日本クレアス行政書士法人